

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第六十六号

昭和二十七年六月十二日(木曜日)午前十一時一分開会

委員の異動

六月十一日委員赤松常子君辞任につき、その補欠として上條愛一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君  
理事 大矢半次郎君  
伊藤 保平君  
野澤 勝君  
木内 四郎君

委員

岡崎 眞一君  
黒田 英雄君  
西川 甚五郎君  
薄淵 春次君  
小林 政夫君  
小宮山常吉君  
田村 文吉君  
森 八三二君  
大野 幸一君  
下條 恭兵君  
油井賢太郎君

政府委員

日本専売公 久米 武文君  
社監理官

事務局側

常任委員 木村常次郎君  
会専門員 小田 正義君  
常任委員 小田 正義君  
会専門員

説明員

日本専売公 西川 三次君  
社監理部長

本日の会議に付した事件

○製塩施設法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十五回の大蔵委員会を開会いたします。

製塩施設法案、右について内容説明を求めます。

○政府委員(久米武文君) 製塩施設法案の内容説明を申し上げます。従来国内におきましますところの塩の生産を確保いたしますために、塩田等の災害にかかつた場合には、災害復旧の事業費につきまして補助を與えて参つております。それは塩田等災害復旧事業費補助法という現行法でございます。この塩田等災害復旧事業費補助法によつて、災害復旧事業の円滑な遂行を図り、そして塩の生産を確保するというのが従来とつて参つた政策でございます。が、この現行法におきまします補助の内容を今回改善向上させるといふ取計らいをいたしました。従来の補助の実効の経験にも照らしまして、補助方法等について改善を要する点を新しく織り込みまして、ここに製塩施設法案といふものを御審議願うことにいたしましたのでございます。従いまして只今御審議を願うところの製塩施設法案の大部分の点は、現在ありますところの補助法の内容を補充し、改善するといふ

ものでございます。完全に新しい事項といたしましては、十二條の製塩施設の目的外使用の制限という規定と、第十三條の予防措置の指示という二つの條文だけでございます。従いましてこの十二條、十三條兩條文によりまして新しい事項が加えられたほかは、補助の内容を充実改善して塩の生産の確保を図るといふことで御了承が願えるかと思つてございます。

以下逐條的に申し上げますと、第一條の目的は、これは文字としては新しい字であります。この立法の趣旨を表わす規定でございます。国内における塩の生産を維持増進し、日本専売公社が行うところの塩の専売事業の健全な運営に寄與するために、塩田等の改良、新設又は災害復旧を目的とする事業を施行する者に対しまして、公社に補助を行はせるといふ本法の目的を明らかにいたしますと共に、新しい事項として「製塩施設の保全及びその効用の維持のための措置をとる」といふことを掲げましたわけでございます。

第二條は定義でございます。この定義は大体におきまして、現在の補助法に規定されております定義と同じでございます。ただ第二條で變つておりますのは、二條の第二項、濃縮施設の定義がございまして、ここで「濃縮施設」とは、通常枝じょう架又は濃縮台と称されるものその他自然力を利用して、塩若しくはかん水採取し、又はかん水の濃度を高める目的に供さ

れる施設をいう。」といふことでございまして、この第二項の中で、従来自然力というものの下に括弧が従来の法案では附いておりました、「地熱を除く。」といふのがございました。つまり従来、例えば九州の小湊温泉で温泉熱を利用して塩を造る方式がございました。そういうふうな温泉というふうな土地の熱を利用する施設は、従来の災害復旧補助のときに外してございましたけれども、今回はそういうふうな温泉熱利用も、自然力の利用によることと改善いたすことにいたしました。つまり温泉熱利用の製塩が今度は補助の対象に入つて来たのでございまして、それから二條の第九項に新しく改良事業といふことの定義を掲げました。この法律全体におきまして改良事業といふのは、ところ／＼出て参りますけれども、この改良事業といふことのうちに、普通に常識的に想像されるところの改良のほか、新設といふものを含めました。つまり堤防の改良又は新設といふのがこの第二條第九項の一号でございます。それから海水を塩田に採入れたり、要らないところの悪い水を外にはき出したりするところの用排水施設といふものの改良又は新設、それが第二号でございます。それから第三号に荒廢塩田地盤の改良といふものを入れました次第であります。

それから第三條は、これは建設事業の補助といふことでございまして、ここで従来災害復旧事業の場合には、その補助の基本となるところの事業費につきまして原形復旧、もとの形に復するといふ基本的な原則がありまして、今度もその原則は掲げてあるわけでございます。原形に復旧いたしました場合の補助率というものは、従前通り第三條の二項に規定されております補助率につきましては変更がございせん。併しながら原形を超えまして、いわゆる超過事業と称しますが、例えば塩の生産を確保するために、災害にかかつた塩田の堤防を嵩上げするといふふうな場合があるわけでございます。そういうふうな堤防の嵩上げといふふうな、いわゆる超過事業につきまして新たにこの第三條第三項の補助率を設けたわけでございます。超過事業の場合の補助率というものは原形復旧の補助率よりも一割下つてゐるわけでありまして、堤防が例えば決壊して壊れたといふときに、原形復旧までの部分につきましては六割五分の補助率が出る、原形復旧の上の、嵩上げた部分につきましては、一割低い補助率といふこと、ここに新しい内容が盛り込まれて、災害復旧事業の円滑な施行のために一段と補助の内容を充実いたしましたわけでございます。あと次に参りますいろいろ／＼な手続的な規定、第四條、第五條等はこれは現在と同じでございます。

それから第六條と八條までを新たに設けました。今度改良事業といふものにつきましての改良事業の補助といふ

ものをここに盛り込んだわけでございます。まして、改良事業につきましては、第六條の第一項によりまして、予算の範囲内で補助金が交付できるということ、にいたしてございます。ここにこの改良事業につきましては「予算の範囲内」ということで、法律上補助率は書かないと、まあ大体こういうふうなのが普通の慣例に相成つておりますので、その例によつたわけでございます。以下第九條、これも実態的な変更はございません。

第十條につきましても同様でございます。それから第十一條（適用除外）これも現行法の九條と大体同様でございますが、適用除外の第十一條第二項「第六條の規定は、第三條第三項の規定の適用を受ける事業については適用しない。」と、これが新しい條文でございますが、これは念のための規定でございます。改良事業の補助と、超過事業の補助というものが重複して、両方が支給されることはないのだということを念のため宣言してございます。

又その第三項におきまして「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により国が費用を負担する災害復旧事業については、第三條又は第六條」とかいうふうに、こちらのほうの補助は行かないのであるということを明らかにしてございます。

次が第十二條と、第十三條との関係でございます。第十二條は先ほど申し上げました通り、製塩施設の目的外使用の制限を内容とするものでありまして、製塩施設をその製塩の目的以外に供しようとするときは、あらかじめ公社の許可を受けなければならない、こ

ういうことを規定したわけでございます。

それから第十三條は、（予防措置の指示）でございます。製塩施設の効用の維持又は製塩施設の保全上必要があるときは、製塩施設に隣接する地域又は水域において、左の各号の一に該当するおそれがあると認められる施設を新たに設けようとする者に対し、どういふ指示をすることができると、製塩施設の効用を維持し、又は製塩施設を保全するために必要な予防措置を設けるということを指示することができるといふことになっておるわけでございます。然らばどういふものが製塩施設の効用を低下させ、或いは製塩施設に有害な影響を及ぼすものとして考へるかというものが、その次に三号が挙げておられるのが、「製塩に使用する海水の比重をボーメ〇・一度以上低下させるもの」「製塩に使用する海水中に夾雑物又は毒物を注入して、この海水の成分に著しい変化を與へて、製塩施設の性能、又は塩の品質を害するもの、それから次に「製塩施設を損壊するもの、」こういうふうなもの、は塩の生産を確保するという見地から放任して置くわけには行かない。そういう場合には必要な予防措置を公社が指示することができるといふ、というのが原案の趣旨でございます。この場合におきまして、費用の負担がどうなるのかというところが次の第十三條第二項にございまして、この「予防施設を設けるため必要な費用は、その施設を設ける」とする者の負担とする、という原則がありまして、この原則に対する例外として、「但し、その予防施設を設ける

ため必要な費用が著しく多額である場合には、公社は、その費用の一部を当該予防施設に係る前項に規定する施設により塩又はかん水を製造する者に負担させることができる。」と、つまり一部を塩業者に負担させることができる、と、つまり費用を両方から持ち寄るといふことに相成るわけでございます。それからその持ち寄る場合に、どういふふうな手続によるかということ、が、その第三項、第四項、それから第五項というところに挙つておるわけでございます。

又その新たに施設を設けようとする者と、塩業者以外に新たに施設を設けようとする者、それが国とか地方団体であつた場合にどうするかということ、が第六項の規定にございまして、「第一項に規定する者が国又は地方公共団体であるときは、公社はその必要な予防施設の設置につき、国又は当該地方団体に協議するものとする」といふふうに御相談を申上げるといふことに相成つております。

又この塩田に隣接する地域、又は水域で新たに施設を設けようとする者が、そのやるところの事業が、農林省或いは通産省の關係の事項でありまするときにはこの第七項の規定によつて農林大臣又は通産大臣に協議するといふこともはつきりいたしましたわけでございます。十四條は從來ある條文でございます。

それから十五條、これは今申上げた十二條又は十三條の規定に基く公社の処分に対して不服がある者は、公社の總裁に異議の申立をすることができるといふことを規定したわけでございます。附則の關係は十七條、十八條に書

いてございます。

で、なお附則へ参りまして從來ありますところの塩田等災害復旧事業費補助法は廃止するといふことを第二項に謳つてございまして、從來の補助法は完全に今度の法律の中に吸収されてその補助の内容は從來よりもよくなつた、どういふ点がよくなつたかと申しますと、原形復旧に対する補助というだけでなしに超過事業に対する補助といふことが入つた、それから予算の範囲内で改良事業に対する補助ができるというところが入つたといふ点がよくないつた主な点と考えております。こういうふうな補助の内容を充実改善することによつて国内における塩の生産確保に一段の政府としての具体的な施策を進めるといふ方向に現在あるわけでございます。

なおお手許に配付いたしてあるかと思ひますが、国内塩の生産確保に関する閣議決定の内容に関する資料というのがお手許に行つておると思うのでございまして、昭和二十五年の三月に閣議決定をいたしました、少くとも国民の必需品であるところの食用塩についてはその全体の収量を国内で確保するといふことを基本的な政策として確立しているわけでございます。この食用塩を国内で自給するといふ大方針の下にこの災害復旧事業の補助を中軸とするところの今回の製塩施設法案といふものを御審議願つておるわけでございます。大体内容説明は以上の通りでございます。

○小林政夫君 只今国内塩の生産確保に関する施策について十分やつておるのだという御説明のようでありまして、本法案を制定するといふ趣旨もそ

ういうところにあるわけでありまして、只今引かれたこの閣議決定ということは昭和二十五年の三月十七日の閣議決定である、それから大分時代も過ぎておるし、ここに書いてあるのは非常に抽象的なことでありますが、もつと具体的に最近の施策について御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員（久米武文君） 食用塩の全量を国内で確保するといふのは大體の目安といたしましては食用塩七十万トン、国内で確保するといふことでございまして、この七十万トン国内で確保するといふ目標に對しまして、差当りの目標でございます。差当りの目標に對しまして現在大體我が国の塩田等によりまして、この塩の生産能力、キャパシティといひましては、大體六十万トンあると考えております。但し最近年々台風の關係で風水害を受けておりますので、實際生産と申しますものは四十万トン台で、例えば四十二万トンとか、本年あたりでも大體五十万トン台であろうかと考えております。六十万といふところまでは行つていないといふところが現状でございます。それから、国内の供給を確保しますために不足します部分につきましては、外国からの輸入に待たなければならぬ、殊にソーダ工業で使いますところの塩といふものは從來その全部を外国から輸入いたしておるといふふうな現状でございます。

○小林政夫君 その需給状態を聞いたのではなしに、具体的に今差當つて七十万トンを目標としておりながら、實際においては四、五十万トンしかできていないし、キャパシティは六十万トンあるけれども、災害等で減つてお

る。だからそれをどうして七十万トンに引上げて行くかとしておられるのか、ここに書いてある技術の改善をやるか或いは経営の合理化を図るために健全な企業形態をとらしめる、或いは必要な資金資材等の確保を講ずるというふうになつておりますが、その具体的はどういう措置をとつておられるかというところをお尋ねしてゐるのです。

○政府委員(久米武文君) 製塩設備並びに製塩技術の改善ということは最も重要なことでございますが、これにつきましましては公社の例えは技術の面につきましましては製塩につきましましては試験場等いろいろ技術試験を行つておるか、それから塩田からとれますところの鹹水を塩に蒸き上げますところのいわゆる煎煮施設というものがつきましましては、これは真空式又は蒸気式の製塩法が企業の採算的な見地から見ましても塩の品質をよくするという点から見ても望ましいことでございますので、平釜式のものとは逐次蒸気式に、それから蒸気式のものとは事情の許す限り成るべく真空式にというふうな方向で改善を行つて行くと、そういうふうな設備を新らし、能率的なものに切替へるといふことが塩の生産量を引上げて行く一つの面でございます。そういうふうな場合に必要資金につきましましては従来いろいろ大蔵省といたしましては専売公社としても金融機関からの資金借入れ等について斡旋をいたして参つたのでございまして、なお最近では例の農林漁業資金融通法に基づきますところの例の特別会計からの貸付というものを実行いたしておられて、二十六年におきましては塩業に對しまして

六億四千万という枠で実行をいたしました。それから二十七年につきましては十億円という枠で予定してございまして、これによりまして塩を蒸き上げる煎煮施設のほうも、それから塩田のほうの改良と両方をやつて行くわけでございます。なお塩田方式以外のいわゆる海水から直接塩田を使わずに塩を造るという方法につきましましては現在専売公社におきましては福島県の小名浜にいわゆる加圧式、海水直煮の製塩方式によりまして、一つのモデル工場を作つてございまして、能力一万吨の工場を作つてございまして、七月には、来月は操業し得るという段階に大体取運んでございまして、こういうふうな海水直煮の方式というものが今後その小名浜の工場における実験の結果を申しますと、運用の結果を見ましまして、これが逐次一般に工業化されるというふうな期待も持つておるわけでございます。

○田村文吉君 関連して伺います。大体のこの資料を頂いてあるかと思うのですけれども、工業塩、食用塩です、今後の生産及び需要の見通しと、それに対する対策と、それからそれには必ず価格政策が入つて来る。食用塩だけは内地で精製なるとすれば、一体どのくらい外国塩と内地塩の値段の差があるか、そういう問題について将来どういふふうにお考えになつておるか、この辺のところをちよつと大略でよろしいですが、ちよつと御説明願ひたい。

○政府委員(久米武文君) 需給の關係は予算上ではどういふふうに見ております。二十七年の内地で生産されま

す塩六十二万七千トン、それから外国から輸入しますところの原塩を百七十万トン、それによりまして二百三十二万七千トンの供給が期待できる。それから食用塩を主としたましますところの一般用塩というものを約百万見てございまして、それからソーダ用のソーダ工業、苛性ソーダ及びソーダ灰の製造用として予算上は百二十五万トンと見ておられます。それから価格の問題につきましましては、国内で收納いたします塩はトン当り一万三千円でございます。それから輸入いたします塩はトン当り日本港費のCIFで申しまして予算上大体二十ドルで見てございまして、最近船賃がやや下り気味でございまして、大体十八ドル程度で入るといふ現在見通しを持つております。

○田村文吉君 十八ドルだと幾らになりますか。

○政府委員(久米武文君) 十八ドルは六千四百八十円です。

○田村文吉君 六千四百八十円、何ですか、内地の收納価格の半値でCIFで同じ品質のものが入る、こういうことは言ひ得るのですか。

○政府委員(久米武文君) 物は違ふわけでございます、原塩は、何と申しますか、ざら／＼とした大粒なんでございまして、それから物によりまして少し質が悪いと石灰質みたいな塊になることもございまして、要するに大粒で非常に固い、そのままだ料理の上へかけるといふようなわけには参らないわけでございます。ですから物が違ふ。この輸入しました原塩を食用にする。例へばそのままだ口に入れるというためには少くともそれを砕く、いわゆる粉砕という操作が必要なわけです。更にその原塩中には若干不純分を含んでおり

ますから、その不純分をのけて衛生的な食用塩にするためには、その原塩を一度溶かして、塩水にして、それから食用塩を精製するというふうな操作も必要なわけでございます。

○田村文吉君 今のお話の食用塩が百万トンとおつしやつたのですが、先刻の御説明の七十万トンとどういふ数字の關係になるのですか。

○政府委員(久米武文君) この百万トンと申しますのは、塩のいろ／＼な用途のうち、ソーダ工業、いわゆる苛性ソーダ及びソーダ灰製造用以外の用途を全部含めて百万トンというわけでございます。この中には、例えて申しますと、革を鞣す薬に使う塩でありますとか、瀬戸物を作り出すときの塩でありますとか、或いは薬を作りますとか、いろいろ工業的な部分も含んでおるわけでございます。

○田村文吉君 そうすると、言ひ換へると、食用塩百万トンとおつしやつたけれども、この中には工業塩が入つておるわけですね。

○政府委員(久米武文君) その通りでございます。

○森八三三君 お話がありましたように、塩は非常に大切な必需品であり、見方によつては国民の生命を繋ぐ貴重な資材でありますことは申すまでもありませんが、そこで、この食用塩を大体七十万トンというふうに見込んでおられるというの、一体基礎はどういう計算で七十万トンという推定をされたのか、その内容を一つお話願ひたい。

○政府委員(久米武文君) これは従来専売公社になる前の専売局当時、専売局として売渡しました塩はどういふ用途に使われるのかということと専売局の各地方の出先から毎年調査をさせまして報告を取つておりました。その結果に基づきまして、昭和二十五年までの状況から見て直接費めと、この塩、それから味噌とか漬物とか、醤油或いは料理に使う塩、そういうふうなものを大体集計いたしますと、統計的に大体七十万トンという目安が結論として出て参りました。それによつておるわけでございます。

○森八三三君 過去の配給の実績等から積み上げて七十万トンというふうな実績が出ておるので、一応の国内確保量を七十万トンというふうな押えておるのだということになりますと、これは如何にもその見通しが極めて非科学的であつて、何としても確保しなればならぬという目標として考えまするのには余りにも漠然としたものであつて、我々は十分納得できんと思ひます。少くとも国民の生命を維持して行くために、日本人の体格なり体力というものをから考へると、どの程度供給しなればならぬというふうな科学的、医学的な基礎に立つて、国民一人当りのおおむねどの程度のものが入用であるか、現在の国内人口に對比すれば七十万トンというもので満足ができるというものでなければならぬ、こう思ふのでございまして、そういう観点から見た場合に、一体大蔵省は七十万トンでいいと考へていらつしやるのか、と申しますのは、若し国際關係が非常に困難になつた場合に、この塩が不足をするというところでは非常に困つた事態が予測せられるわけでありまして、これは、少くとも食用塩だけは万難を

第六部 大蔵委員会會議録第六十六号 昭和二十七年六月十二日【参議院】

排して国内で確保しなければならん。その最低確保量はどうすべきかということを考えなければならんと思います。するために、そういう点をお伺いするののですから、そういう御調査があります。たからお話願いたいと思います。

○政府委員（久米武文君）　只今お話が

ございました通り、人間が普通の活動をして行くために必要な栄養の補給源としての塩分が一日一人何グラム要るかと、それに人口を掛ければそれから塩分の必要な最低量というものは当然算術で出て来るであろうという御意見につきまして、全くその通りでございます。そして、七十万トンという数字はその数量を下廻るような数字ではないと考ええております。なお専売公社のほうから……。

○説明員(西川三次君) 只今の需要の見込でございしますが、これは先ほど監理官からお話があつた、つまり過去の消費実績を基礎にして需要見込を立てるわけでございますが、大体過去の消費実績からしますれば、日本の国民一人当りの消費量は年間十一キログラムということになっております。この点については欧米の例によりますと、まあ文明の程度が高いほど塩の消費率も高いようでありまして、欧米では大体年間一人当り十四キロ、十五キロくらいな割合になつてゐるようであります。こういう国民一人当りの消費実績を基礎にいたしまして、こういうものも基礎にして需要見込を立ててゐるわけであります。そこでそれではそういう消費性向と申しますか、消費の変化が予想されるのではないかというふうなことも考えなくちゃならん。この点は必ずしもないわけではないのであります。

時の経済の状況によつても違いますが、大体先ほど申しましたように、年  
消費率は幾らかづつ殖えて来ている  
ような状態であります。この点をお含  
みおき願いたいと思ひますことと、先  
ほど監理官から説明がございました食

糧用塩七十万トンの目標は、実は予

算面では食糧用としましては年間百万トンを予想しているわけでありまして、そのうちなぜそれでは七十万トンの当面の目標を掲げたかということになるのでありますが、この点は先ほどお話がありましたように、日本の現在の塩田の生産力としましては大体精一ぱい六十万トンということになっているわけですが、この現在の塩田を相当改良を加えることにより、又副産関係の機械北、真空式と言っており

ますが、こういつたような機械化することによつて大体十万吨くらいは増産が可能であるというふうなことを考えまして、当面七十万という目標を掲げたわけでありますが、本来ならば食糧の百万トン全量を確保する、こういうような目標でなくちやならんわけであります。

○森八三一君　私が今こういう細かいことをお伺いいたしておりますのは、最初に申上げましたように、非常に大切な食糧塩につきましては、万が一の場合を考えて、その最悪の場合に処する最低の限度というものはどこまでも確保して国民が安心をしているということ考へるからであります。そこで消費実績は成るほど十一キロ程度であつたり、欧米では十四キロとか十五キロということであるかも知れませんが、その十一キロというものが本当の最低

生命を維持して行くために絶対の量であるのか、或いは最悪の事態に達した場合には十一キロというものは九キロまで切下げても生命を維持して行くためには十分ではないにいたしまして、も一応堪えられるという程度のもので

あるのかどうかという点をはつきりい

たしたい。そこでそういう数字がはつきりして参りますれば、現在の国内における製造設備としては六十万トン程度であるが、実際の実力は四十万トン乃至五十万トン程度であるということであります。そこで今申上するような基礎から積み上げて来て、西川局長お話のように、結論的な数字が仮に今十万トン入用であるということになりますれば、更に現在の実力を倍加しなければ私の申上げような事態を完成

するわけには行かん、こういうことになるわけでありませう。そこでこのことを達成するためにこの法律をどういうように運用して行くかという問題に關連するので、そのことを基本的な問題としてお伺いをいたしましたのであります。が、詳しい資料がございませんようでありますので、これ以上その点は質

問することを取りやめにいたしたいと思ひます。

第二にお伺ひいたしたいのは、そういうような観点からこの製塩施設法というものを見て参ります場合に、そういうような国民の生命維持のために絶対不可欠なこの重要な資源を国内で充足をするということのために、災害復旧なり或いは改良事業なりということが計画されておりますことは、非常に御尤もなことと思ひますが、この必要される経費というものは一体どういふような形において支弁をされるの

か。一般会計からの補給はないという形になっていると思うのでございますが、その具体的に支出せられまする補助金はどのような給源においてこれが賄われているかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員（久米武文君）

対する補助、この補助の予算はどういうふうになっているかと申しますすると、専売公社の塩の事業というものは一応独立採算という原則がございまるので、公社の予算の中に計上されているというわけでございまして、一般会計からの補助ではないというわけでございまして、災害復旧の補助としては昭和二十七年年度といたしまして大体五億円予定されております。

たのは、一般会計から出ておらん、そこで専売公社の特別会計の中で支弁されておるといふことは、提案されております予算書を拜見して了承いたしました。五億円というものは一体どういうところから捻出されているのかという、専売公社の予算の内容についてどこから捻出されているのかという、専

生れて来ているかということをお伺い  
してゐるのであります。

○政府委員(久米武文君) 五億円の算  
出の内訳というふうな御趣旨かと思ひ  
ますが、さやうでございませうかと。  
○森八三一君 予算に盛られてゐる本  
年度災害復旧費五億円というものは一  
体どこから求められたか。特別会計の  
予算の中に、歳出の中に盛られてゐる  
ということはわかります。歳入は一体  
どこから来ておるのだということでは  
ありません。

○政府委員(久米武文君) 歳入は、填  
の売上上の収入というものから来ており  
ます。

○森八三一君 そうしますと、この  
大切な塩の確保について売上金から魚  
担せられておることになります。

ると、これはやはり国民の負担と申し

ますか。この塩を配給される都度々々何がかを国民が負担をして、ここに  
行われんとする災害復旧なり、改良事  
業というものが行われて行くのだと、  
こう理解せざるを得ないと思うので  
す。そういうことではこの重要な国民  
の生命を維持、保全して行くために必  
要な塩の確保をいたしますために、  
余りも不満足な形に置かれておるの  
ではないかという気を持つのであります  
が、一体この大切な塩の確保というこ

とについて、これは見ようによつては食糧確保と同列に並べて考えるべき私は筋合いのものではないかと思うのですが、それに対してこれは受益者負担のような恰好で、形で事をして行くといふことになることは、日本の置かれておる立場、殊にお話のありました年間二百数十万トンを所要するときに、

三分の一すらも国内で確保がせられんという状況に対処するために、そういうような状態では余りにも不徹底ではないか。それで一体最悪の事態を予測した場合に、国民が安心して産業にいらして行くというような気持にならん切れるかどうかということを考えますと、非常に淋しい気持にならざるを得ないのでありますが、それで一体いいとお考えになつてゐるのかどうか、その辺はどうですか。

○政府委員（久米武文君） 塩の生産を確保して需給に心配がないようにもつ

と力強い施策が望まれる、又そのためには予算上もいろいろ考えなければならぬのではないかと、一応そういう御意見に對しまして、一応そういう御意見があるという事は、我々も理解できないわけではない。現在の公社の予算につきまして、煙草につきましては利益金が上がる。塩と樟腦については、これはもう益金を上げる必要はないけれども、赤字を出しては困るという現在の方針でございまして、その方針は現在のとおり動かさない。これは大蔵省としてそう申し上げざるを得ないのであります。

○森八三三君 今の私の申し上げたことが理解できないわけではないが、専売公社の独立採算制ということに立つて考える場合には、いろいろお話をありますが、そのことが私は非常に遺憾なことだと思ふ。少くとも食用塩の確保につきましては、これは国が当然積極的な施策を推進すべき筋合のものではないか。受益者負担的な恰好においてこれが処理されることは非常に遺憾だ、ということを申し上げたのでありますが、これは十分今後の問題としてもう少し真剣に御研究をお願いしたいと思います。

第三にお伺いしたいことは、塩田にはお話のありましたように非常に能率の上りますようなものもありますれば、能率の非常に低いものもあるというのが現状だと思ふ。そこでそういうような、非常に程度の違う状態の下において、専売局が収納いたしまする場合の価格が、先刻のお話では一万三千円という国内製塩に對する価格であるというお話でありましたが、これはそういうような能力の差のある場合、それが製塩技術の巧拙だけでは

なくて、海水そのものに含有してあります塩分が天然條件において異なるということも一つの條件にならうと思ふのであります。そういうようなあらゆる場合を考慮して、一律に一万三千円とおきめになつておるのか。一万三千円というのは平均であつて、内容的にはそういう実情を勘案して区分がなされておるのか、その実情をお伺いしたいと思ふのです。

○政府委員(久米武文君) 一トン当り一万三千円というのは、一本の価格でございまして、

○森八三三君 そうしますと、今申し上げましたように、製塩の実態には非常に差別があると思ふますが、そういう差別のある状態を、収納価格を一万三千円ということに、一律にして行くということにおいて、期待されるような現在四十万トン乃至五十万トンのものを七十万トンに殖やしたい、而も本年度の予算面においては六十万トンを計画しておるという、目的を達するためにそれはふさわしい姿であるのかどうか、そういうようなことで本當に予算に盛り込んで、少く共予算に計画されておる六十万トンは、政府としては達成されるという見込みをお持ちになつて予算に計上されておると思ふのであります。それを達すること、が可能であるとお考えになるかどうか、経済的に見て御意見を聞きたい。

○政府委員(久米武文君) 予算に予定されております六十万七千トンと申しますものは、公社が塩業者から買ひますところの、いわゆる収納いたします塩と、それから専売公社が一つ直營の工場を持つております山口県の防府でございまして、防府の工場

におきまして、自分で作りますところの塩を合せまして六十万七千トンでございまして、これは本年度の天候の條件、例えて申しますれば、ひどい災害がないというようになつて予定いたしますれば当然達成し得る目標であると考えております。なお塩の生産につきましては、いろ／＼自然の條件の制約があります。海水の濃度も違ふのでありまして、又塩を作り出す最盛期、盛んな時期におきまして雨が降りますと、これは非常に塩を取るのに妨けになります。でありますから雨が少いかならないかというふうな、自然的な條件が土地によつて違ふわけにございまして、そういうふうなところによつて有利な土地、不利な土地、いろ／＼ございまして、価格の点につきましては、一トン当り一万三千円という一本の価格で、これにマツチするようには條件の悪いところはいろ／＼改良、工夫を凝らして行く。それから自然の條件において塩の生産に適する、いわゆる塩業適地と申しますか、塩田適地と申しますか、そういうような所につきましては、今後ますます塩の生産の規模を拡張して行くというふうなことが必要と考へております。

なおこの一本価格につきましては、只今御指摘のように、いろ／＼御意見がございまして、これは専売公社の内部におきましてはいろいろ検討を加へている現在の段階でございまして、

○森八三三君 私の申し上げておりますのは、この際一トンでも二トンでも、とにかく国内における生産を挙げて行かなければならぬ。それに対して、秋丁度米につきましては新潟県とか、秋田県のように單作地帯であり、而も早

場米地帯におきましては、同じように農民が努力をいたしまして、同じような資本を投下いたしまして、その持つておる早場米というものの本質上一定面積からの収量が少いということ、奨励的な意味から早場米奨励金というものが交付せられて、本年で申しますれば米価は七千三百円というこにきつて、実質的なそこに進をせしめるという施策が講ぜられておるのであります。それが同じような意味において、すでに天然の自然的な條件において差等を持つておる塩の生産についてもそういうような施策が講ぜられて、そこに要求する七十万トンに一步でも近付いて行くというような施策が当然考えられなければ、経済的に不都合な仕事を進めて行く、ということには非常に困難であります。政府の企図せられるところに達しないのではないかと。而もそれが国民の生活に重大な關係を持つて来るということであれば、そういう施策は当然推進せられて然るべきじゃないかという感じを持つておるわけですが、そういう御研究があつたのかないのか。そういうことは理論的にいかんのかいのか、御見解を一つ。

○政府委員(久米武文君) 只今御指摘になりました問題については、専売公社の塩産部といたしましては、最も重要な問題の一つとして熱心に従来から検討を続けております。ただ私も大蔵省の立場で申しますと、塩業というものは自然の條件に非常に左右されるものでありますので、自然の條件から見て塩田として適当な所に塩素が榮え

して、やはり従来から大きな塩田を持つた塩素地におけるところの塩の生産というものが今後ますます伸びて行くというふうな姿を私どもは想定いたしておるわけにございまして。なお公社内部におきましては、どうであるかというところにつきましては、西川塩産部長から答えたいと思います。

○説明員(西川三三君) 只今の御質問は収納価格に地域差を設けてはどうかというふうなことであらうと思ひますが、この点につきましては、公社として増産面において最も重要な問題でありますので、従来から事務的に検討しておるわけにありますが、まだはつきりした結論には到達してないものでありますけれども、大体の考え方を申上げますと、地域差を設けるのには一線を引いて、どの程度の地域差を設けるかという点、技術的な問題もあるものであります。我々としては、先ず第一に、各地の塩田の現在の状態、つまり生産力がどういうふうな状態であるかというところを徹底的に究明いたしまして、それによつてこれが対症療法を考へるべきではないかと、こういうことを考へておりました。現に従来一ヘクタール当り百二、三十トンの生産のあつたものが、現在のところ四、五十トンくらいのところ、低下しておるといふような地域を先ず対象として取上げて、技術人が相当多数出まして、あらゆる角度からこの塩田の美態を究明しているわけにございまして。これまでやりましたのが山口県の平生という所とそれから兵庫県の塩田、この二カ所になつておりますが、大体の結果を申上げますと、生産減を来たしました理由に、いろ／＼相当ある

のでございますが、一番大きな理由は、例の地震のために塩田の地盤が沈下した、堤防も沈下したわけでありまして、塩田自体が沈下いたしておりますので、このために海水の取入れはいいのではありませんが、排水なんかについてうまく行っていないというような事情であります。一番大きな原因は地盤の沈下であるというような結論が出てくるわけでありますが、それ以外に、要するに海水の濃度が薄くなっている、或いは淡水が相当塩田に入り込んでおつて、そのために結局海水が薄くなっているというふうな事情、それからその淡水が塩田に入るのに、いろいろその附近に、背後に水田があれば水田から流れ入つていくのかというような面、或いはただ上のほうだけでなくして、地盤の下のはうから一種の伏流水のような関係で入つて来ているという事情もあるようであります。又附近に川があればその川の水が伏流水の關係で塩田のほうに入つて来ていると、そういうふうないろ／＼な事情があります。そういう用排水のよろしきを得なために相当生産減も来たしているという事実がわかつているわけでありまして、これにつきましては、先ほどお話がありましたように仮に地域差を設けましても、これが果して有効な対症療法であるかどうか疑問になるわけでありまして、我々として先ずこれが対症療法としては、そういう生産減を来たしている根本を突きまして、それについて最も合理的な手を打つというふうなことを考えまして、その上でおお且つ生産がどうしても上らないというふうなものについてどういう手を打つべきかということを考えたい、こ

ういふふうに考えているわけでありま  
す。そこで大体一ヘクトール当りの生  
産量から申しますと、大体の現在の收  
納価格での採算点と申しますのは、一  
ヘクトール当り七、八十トンぐらいの  
ところを採算点でございまして、これ  
はまあ全国的の平均をとつた場合であ  
りますからして、勿論その塩田の地域  
によつて、例えば労賃が安いとか、或い  
は燃料が安く手に入るとか、そういう  
特殊事情によりましてそれよりも低く  
ても採算がとれるという場合もありま  
すが、大体平均いたしまして七、八十  
トンぐらい程度取れなくては現在の收  
納価格ではベイしないという状態であ  
りますので、大体先ほど申しましたよ  
うに、いろ／＼改善、改良の手を考え  
まして、その後においてもなお且つ生  
産量が七、八十トン以下であるという  
場合については、塩のできるだけ多く  
の確保ということと、それからその塩  
価を上げることによつてまあ財源的に  
も相当要るわけでありまして、又その  
ためにいつまでもそういうふうな地域  
差をそのままにしておいては、一方い  
ろいろ自発的に改善、改良を加えまし  
て生産増を來たしているというふうな  
ものに對しての影響も考えなくちゃな  
らん、つまり合理化とか何とかいうよ  
うなことを阻害するようなことになつ  
てはいかんわけでありまして、そう  
いつたふうな点も全体的に總合いたし  
まして、結局結論的に言つて、食糧塩  
なら食糧塩の百万トンをどうしても  
少々値段が高くては確保しなくちゃな  
らんと、こういうような政策的の結論  
になりますれば、その線に沿つて收納  
価格も上げざるを得ないので、上げる  
場合にも地域差によつて、どうしても

ペイしないものについてその地域差を設けて生産の維持なり増進なりを図るべきじやなからうか、こういつたようなふうの考えを持つてゐるわけであります。

○森八三―君 最後にお伺いしたいのは、この第六條の改良事業でございしますが、これも申上げますような趣旨から、多少でも国内生産を増強して行くという観点に立つた場合に、生活協同組合とかいつたような消費者の結合体が新しく積極的な生産に着手しようという場合も、この改良事業という新設その他の補助対象になるのかどうかという点と、それから御説明にもございしましたが、改良事業につきましては、災害復旧の場合はそれ／＼補助率というものが見込まれているのに、積

極的の改良事業については補助率というものがこの案には示されておりませんのであります。が、具体的な補助金の交付についてはどういふような措置が講ぜられるのか。若しこれが然るべき運動で多くなつたり少くなつたりするということになると非常に不明朗になると、こう思うわけであります。が、何かやはり一定の基準でもなければ非常に困つた結果の起きる場合も考えられると思うのであります。そういう点はどうお考えになつておりますか、この二点についてお伺ひいたしました。

○政府委員(久米武文君) 改良事業の補助金のほうは予算の鑑別内というところできめて参りたいという考えでございます。補助率というものは特に法律においては規定いたさないのです。ございますが、専売公社の内部におきましますところの一応の目途といたしまして

ては、この改良事業の補助というものは、大体この第三條の第三項に挙げておきますところの補助率、つまり塩田、土地そのものにつきましては四割、それから堤防については五割五分

というこの第三條第三項の補助率を一応の目途としたいという専売公社内での事務当局の一応の構想になつてゐるように私了承しております。なお今後これをどう実行するかということにつきましては、専売公社と大蔵当局との間でいろ／＼相談をいたさなければならぬわけでございます。この運用につきましては、皆様方からも御意見がございますれば十分拜聴いたしまして、今後きめて行く上に十分その御意見を尊重して実際に取運んで参りたいと考えております。

○森八三一君 補助対象は。  
○政府委員(久米武文君) 補助対象は、これは改良事業の定義には印刷物の四頁でございますけれども、四頁の終りから三行目、つまり條文で申せば第二條の第九項でございます、そこに三つ掲げてございます。堤防の改良と新設、それから用排水施設の改良と新設、それから荒廢塩田、これは土地そのものであります、これは改良と新設、これが改良事業でございます。  
○田村文吉君 はつきりして置きたいと思うのですが、食用塩は一番初めのことなんです、七十万トンであつたのです。

が、その後予算に計上したものは百万トン、こうお話になっているのでして、その内訳の中にはいろいろの工業用のものがたくさん入っている。それで私は純食用塩は七十万トンという御計画かと考えておつたところが、年間一人当り十一キロということになる

と、約九十何万トンということになると、これは一つ数字を、一体どういう食用塩としてのあれになつてゐるのかどうか、はつきりして置いて頂きたいと思ひます。

○政府委員(久米武文君) 百万トンと申しまするのは、苛性ソーダ及びソーダ灰の製造の用に供されるところのいわゆる従来からソーダ工業塩と称しました、そのソーダ工業塩と称しましたものを除きました一般用塩、そういうようなふうになつております。一般用塩として百万トン、その中には純粹の口に入るものほかに、例えば瀬戸物になつたりほかの工業的なものに廻るものも含んでいるわけであります。

○田村文吉君 そうすると一人当り十一キロということは、單なる食用塩だ

けでなくて、食用塩以外の工業塩も入っている、こういうことになりますね。これははつきりして置いてもらわんと、一体……。

○説明員(西川三次君) 私が先ほど申し上げました国民一人当りの年間十一キロとございますね、これは食用というふうに出ておるのでございますけれども。

○田村文吉君 出ているというのは、そんなことでなしに、次回でも結構ですから、これは今後のこの製塩事業を推進する上からいって必要ですから、はつきりと国内の食用としてはどのく

らしい要るか、雑工業として幾ら要るか、ソーダ工業として幾ら要るか、そういう点をはつきりと一つ次回までにお知らせを願いたい。次に伺いたいのですが、今御説明の中に一ヘクタール当り七十トン乃至八十トンとおつしやうなのですが、これはもつとよつきり

した数字はないのですか。収量、全国の平均して一ヘクタール当り幾らという数字が出ておりますか。

○説明員(西川三三君) 現在一万三千円の収納価格でベイル得る最小限度の数量でございますね、その点は正確に七十トンとか八十トンというところは言えないわけでありまして、その点は、地域によりまして労働も違うし燃料も違うわけですね、そういう関係で七、八十トンというのを申上げたわけでありまして、その正確なところということになりますと、結局塩田の各地ごとに拾わなくちやいかんということになるわけですね。なお細かく言えば塩田ごとに違つて来るということになるのでありますけれども……

○田村文吉君 いや、ですから私は日本全国における一ヘクタール当りの収量というものは幾らになつておりますか、これを先ず知りたいのです。ということは、一体この製塩という事業は神代の時代からやつておるのですが、一体最近十年、十五年の間にどのくらい技術的な進歩が遂げられておるのか。或いは原始産業だからこれは幾らやつても天然の天候に支配されるので、そういう改良とかいうことは望み得ないのか、又どのくらい進歩しているのかというところが知りたいのです。そこで一ヘクタール当りの収量というものが幾らに現在なつておるかというところをお伺いし、併せて過去における十年なり、二十年なりの一ヘクタール当りの収量というものはどのくらいに進歩しているかという点を、こういう法案を出しになる限りにおいては材料を用意して、そうして私も

に納得できるように説明して頂きます。

○説明員(西川三三君) 全国の一ヘクタール当りの平均収量は年間百トンということになつております。それから技術的な進歩の跡でございますが、これにつきましては、大体概要を申上げますと、採鹹部門と申しまして、鹹水をとるほうの改善改良の跡と、それから塩を煮詰めるほうの煎煮関係の改善改良の跡というふうな二つに分けてお話し上げたいと思つて……

○田村文吉君 ちよつと途中で、私のお願いしたいのは、数量的に一ヘクタール当りどのくらいに上つて来ているかということを示して頂ければいいのです。その今の技術的な細かい点は時間もありませんから又次回にお伺いしまして……、それからついでに伺います、公社で直營なさつていらつしやるものがあるのですか。あれは一体一万三千円でお作りになつて合うのですか、合わないのですか。公社としては赤字なんですか、黒字なんですか。

○説明員(西川三三君) 公社の直營の工場は先ほど監理官から申上げましたように、山口県防府市にあります工場が一つあるわけでございます。この工場の実情を申上げますと、キャパシティは三万トンということになつておるものであります。ところで、附近の海水がそれだけ集まらなくて、殊に御承知のように最近ずつと台風続きなものでありますから、その関係もありまして、被害地の関係で、殊に海水のほうが減鹹になつておる、こういう実情であるために取入れている海水だけからでは、今のところでは独立採算的に一定していないということなのであります。

○田村文吉君 どのくらいに上つておるのですか。

○説明員(西川三三君) その前にちよつと申上げたのは、結局海水が十分取れないのですから、そうかといつて、公社としては独立採算の建前をとつておりますから、原塩を輸入塩と原塩がありますが、これを若干工場に配給いたします。そうすると、海水の濃度が普通ならば真空式の場合には、十七、八度の海水でなくちやいかんわけなんです。それが原塩を多少使ひましてそれを溶かすと、濃度が十三、四度でも十分煮詰められるわけですね。煮詰められるというのは、経済的に合うように煮詰められるわけなんです。その関係で再製塩と申しておりますが、再製塩の原塩を幾らかそこに配給しまして、それによつて漸く経理的には採算がとれているというのが現状なんです。

○田村文吉君 引合つていとおつしやるのですか。

○説明員(西川三三君) 経理面では採算がとれていますが、その実情を申上げますと、再製塩を若干やらしているために採算がとれているということなのでございます。

でも……

○田村文吉君 標準、家庭用に配つていやるやつね、あれは幾らになつておりますか。

○説明員(西川三三君) 一万六千円が最高でして、五百円ずつ開きがあるわけでありまして。

○下條繁兵君 あちこちでお退屈になつて打切りたいという御希望が大部分あるようですが、先ほどからいろ／＼政府委員の答弁を聞いておられますと、甚だしどろもどろのように思ふのです。数字を挙げまして、工業塩が食用塩として計算されたり、甚だ以ておかしいと思ふのです。そこで私はこの次の機会に、私が質問するための資料を一つお願いしておきたいと思ひますが、第一にいろ／＼煮詰めるほうを改善されるのか言われておりますけれども、日本のように雨の多い国において塩田を使つていられるのは、原始産業を出ることは不可能であると思ひます。そこで将来のせめて食用塩だけの自給対策として、小名浜でやつていられるような加圧式でやつても何でもよろしいが、そういう方向に向つて国策として進めて行く用意があるのかないのかというようなこと。並びに終戦後随分復金その他の資金を出して、電気製塩の施設を方方で作つていられるはずであります。これが今一体どういふふうになつておるか、この資料。それから小名浜でやつておるモデル・プランのような様式が仮に成功するとすれば、今復金のほうでは随分電気製塩への貸付をしておりまして、恐らく全部が、おおむねが無駄な施設になつておると思ふのだが、こういう点を転換なり改良なりしてやることのできるかどうか。それからいま

一つは、輸入する塩、これは地中海塩だか山東塩だか知りませんが、今この収納価格の半分以上、それから販売価格から引つたら三分の一に近しいような安い塩が入つて来るので、この外国塩と日本の塩との価格の調整のための価格政策としてどういふことを考へておられるのかという点について資料を、若しこういうことに関連していろ／＼な答弁があるのなら、必要だから大臣、或いは安本長官が来なければならぬなら安本長官というふうな、十分の用意をして来て頂きたい。相当これは終戦後食糧の欠乏と共に国民は塩の欠乏に悩んだ記憶が極めて新らしいので、田村委員の御指摘は誠に御尤もであると思ひます。遺憾ながら政府は、答弁できなかったやうですから、十分得心のできるような答弁を希望しまして、私は今日の委員会切りの勸議を提出する次第であります。

(賛成と呼ぶ者あり)

○小林政夫君 今の意見に賛成ですが、賛成だが、僕は先ほど質問の途中で関連して言つたが、まだ閣議決定の内容容については明らかでないのです。一応技術面のことでは今の小名浜のモデル・プランについて伺ひましたが、これも原価計算はどうなるのですか。モデル・プランによつたらコストはうんと軽減できるのかどうか輸入塩と比べてどうなるのかという点も、次回に説明を伺ひたい。それから経営形態の刷新ということが書いてありますが、これについてどういふ手を打つておられるのか。今の田村委員の質問に対しては非常にいいまいでありましたが、いわゆる企業形態としては、少くとも

一ヘクタール当り、現在の收納価格で行くならば、七、八万ト年間収量があるのだという意味なのか。そういう点についても十分確固たる御答弁が願えるように準備を願いたい。

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め。それでは本日はこれで散会いたします。

午後零時三十四分散会

六月十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、連合国財産の返還等に関する政令等の一部を改正する法律案

連合国財産の返還等に関する政令等の一部を改正する法律案

連合国財産の返還等に関する政令等の一部を改正する法律案

連合国財産の返還等に関する政令等の一部を改正する法律案

第一條 連合国財産の返還に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「日本国との平和條約第十五條及び第十七條の規定に基づき、連合国財産を保全し、又は返還するため」を「日本国との平和條約その他の連合国との間の平和の回復に関する條約を実施するため、連合国財産の保全及び返還に

関し」に改める。

第二條第二項第一号中「(以下「連合国」という。)」を「及び同條約以外の平和の回復に関する條約を日本国との間に締結した国で政

令で定めるもの(以下「連合国」と総称する。)」に改め、同條第三項第一号及び第四項第四号中「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国」の下に「及び同條約以外の平和の回復に関する條約を日本国との間に締結した国で政令で定めるもの」を加える。

第十二條第三項及び第十七條第一項中「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国」の下に「及び同條約以外の平和の回復に関する條約を日本国との間に締結した国で政令で定めるもの」を加える。

「及び同條約以外の平和の回復に関する條約を日本国との間に締結した国で政令で定めるもの」を加え、同條第二十五條に規定する連合国でなかつた国に、「同條に規定する連合国」を「連合国」に改める。

(連合国財産である株式の回復に関する政令の一部改正)

第二條 連合国財産である株式の回復に関する政令(昭和二十四年政令第三百十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「日本国との平和條約第十五條の規定に基づき、連合国財産である株式に関する権利を連合国人に回復するため」を「日本国との平和條約その他の連合国との間の平和の回復に関する條約を実施するため、連合国財産である株式に関する権利の回復に

関し」に改める。

第五條第一項中「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国」の下に「及び同條約以外の平和の回復に関する條約を日本国との間に締結した国で政令で定めるもの」を加える。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則